明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（一六五）　二
○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一六六）　三
〔省　令〕
○輸出貿易管理規則及び輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（経済産業三四）　三
〔告　示〕
○周波数割当計画の一部を変更する件（総務一四三）　八
○在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件（同一四四）　九
○在外公館等における在外投票を行うことができる期日を定める件（同一四五）　九
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一〇五～一一二）　一〇
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一一三～一一五）　一七
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一一六～一一八）　一八
○作業環境測定基準等の一部を改正する告示（厚生労働一八七）　二〇
○外国為替令第七条の経済産業大臣が指定する取引又は行為の一部を改正する件（経済産業七九）　二六
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（同八〇）　二六
○自然公園法第二十二条第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件の一部を改正する件（環境三九）　二六
〔官庁報告〕
官庁事項
令和六年度予算等について報告（内閣）　二九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、再生関係　六〇
特殊法人等
司法書士名簿登録等関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第一六五号）（経済産業省）

1　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシアを仕向地とする石油及び歴青油並びにこれらの調製品等の輸出について承認を要することとした。（第二条及び別表第二の三関係）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行することとした。

◇出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一六六号）（法務省）

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五六号）の施行期日は、令和六年六月一〇日とすることとした。

政　令

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年四月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第百六十五号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三第二号の二(2)を次のように改める。

(2)　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろうのうち、次に掲げるもの

(i)　石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの並びに亜炭、泥炭、コークス、半成コークス及びレトルトカーボン

(ii)　キシロール

(iii)　ピッチコークス

(iv)　石油及び歴青油並びにこれらの調製品

(v)　ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの

(vi)　歴青質混合物

別表第二の三第二号の二中(47)を(48)とし、(46)を(47)とし、(45)を(46)とし、同号(44)(vii)を次のように改める。

(vii)　レーザー及び武器用望遠照準器、潜望鏡、望遠鏡その他の光学機器並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二(44)(xiii)中「及び熱」を「、熱」に改め、「量の測定用又は検査用の機器」の下に「及びミクロトーム並びにこれらの部分品及び附属品」を加え、同号(44)(xv)中「機器」の下に「及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器並びにこれらの部分品及び附属品」を加え、同号(44)(xvii)中「液体式」を「サーモスタット及び液体式」に改め、同号(44)を同号(45)とし、同号(43)中「及びカヌー」を「、カヌー、照明船、消防船、クレーン船その他の船舶、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム」に改め、同号(43)を同号(44)とし、同号中(42)を(43)とし、(41)を(42)とし、(40)を(41)とし、同号(39)(ii)中「及びスタティックコンバーター」を「、スタティックコンバーター及びインダクター並びにこれらの部分品」に改め、同号(39)(iv)及び(v)を次のように改める。

(iv)　一次電池及びその部分品

(v)　蓄電池及びその部分品

別表第二の三第二号の二(39)(ix)を次のように改める。

(ix)　はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(39)(xx)を次のように改める。

(xx)　電気抵抗器及びその部分品

別表第二の三第二号の二(39)を同号(40)とし、同号(38)(viii)中「及び気体原動機」を「、気体原動機その他の原動機及びその部分品」に改め、同号(38)(ix)中「液体ポンプ」の下に「及び液体エレベーター並びにこれらの部分品」を加え、同号(38)(xiii)を次のように改める。

(xiii)　炉及びその部分品

別表第二の三第二号の二(38)中(lxi)を(lxiii)とし、(lv)から(lx)までを(lvii)から(lxii)までとし、同号(38)(liv)中「鋳型ベース」を「金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース」に、「鉱物性材料」を「金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチック」に改め、同号(38)(liv)を同号(38)(lvi)とし、同号(38)中(liii)を(lv)とし、(lii)を(liv)とし、(li)を(liii)とし、同号(38)(l)中「洗浄機」の下に「、破砕機、粉砕機」を、「造型機」の下に「並びにこれらの部分品」を加え、同号(38)(l)を同号(38)(lii)とし、同号(38)中(xlix)を(li)とし、(xlvi)から(xlviii)までを(xlvii)から(l)までとし、(xlv)を(xlvi)とし、その次に次のように加える。

(xlvii)　ニューマチックツール、液圧式の手持工具及び原動機を自蔵する手持工具並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(38)中(xliv)を(xlv)とし、(xli)から(xliii)までを(xlii)から(xliv)までとし、同号(38)(xl)中「歯車仕上盤」の下に「、金切り盤、切断機」を加え、同号(38)(xl)を同号(38)(xli)とし、同号(38)中(xxxix)を(xl)とし、(xxxvi)から(xxxviii)までを(xxxvii)から(xxxix)までとし、同号(38)(xxxv)中「並びにこれらの機械又はウォータージェット切断機械」を「及びウォータージェット切断機械並びにこれら」に改め、同号(38)(xxxv)を同号(38)(xxxvi)とし、同号(38)中(xxxiv)を(xxxv)とし、(xxiv)から(xxxiii)までを(xxxiv)までとし、同号(38)(xxiii)中「及びくい抜き機並びにこれらの機械又は除雪機」を「、くい抜き機及び除雪機並びにこれら」に改め、同号(38)(xxiii)を同号(38)(xxiv)とし、同号(38)中(xxii)を(xxiii)とし、(xiv)から(xxi)までを(xv)から(xxii)までとし、同号(38)(xiii)の次に次のように加える。

(xiv)　冷蔵用又は冷凍用の機器

別表第二の三第二号の二㊳を同号㊴とし、同号㊲(ii)中「手工具用」を「卑金属製の手道具及び手工具並びに手工具用」に改め、同号㊲を同号㊳とし、同号㊱中「及びジルコニウム」を「、ジルコニウム及びレニウム」に改め、同号㊱を同号㊲とし、同号中㉟を㊱とし、㉞から㉛までとし、同号㉙(ii)を次のように改める。

(ii)　鉄鋼製の管及び中空の形材

別表第二の三第二号の二㉙中(iii)を削り、(iv)を(iii)とし、(v)から(xiii)までを(iv)から(xii)までとし、同号㉙を同号㉚とし、同号中㉘を㉙とし、(3)から㉗までを(4)から㉘までとし、同号(2)の次に次のように加える。

(3)　無機化学品並びに貴金属及びその無機又は有機の化合物のうち、次に掲げるもの

(i)　水素、窒素、けい素、りん及び砒素

(ii)　塩化水素、クロロ硫酸及び無機非金属酸化物

(iii)　二硫化炭素

(iv)　無水アンモニア、アンモニア水、水酸化ナトリウム、水酸化アルミニウム、クロムの酸化物、クロムの水酸化物及び二酸化マンガン並びにヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩

(v)　無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩

(vi)　コロイド状貴金属、銀化合物、金化合物及び過酸化水素

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年四月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第百六十六号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年六月十日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
防衛大臣　木原　稔

省　令

○経済産業省令第三十四号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第一条第二項、第二条第一項及び別表第二の三第二号の二の規定に基づき、輸出貿易管理規則及び輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

輸出貿易管理規則及び輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

第一条　輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号及び第三号中「第一号の七」を「第一号の八」に改める。

「別表第一の二及び別表第一の三の二中　第２条第１項〔第１号の３／第１号の４／第１号の５／第１号の６／第１号の７〕の規定により　」を「第２条第１項第１号の　の規定により」に改める。

第二条　輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条～第八十九条　［略］	**第一条～第八十九条**　［略］
第九十条　輸出令別表第二の三第二号の二(2)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　関税率表第二七・〇一項、第二七・〇二項、第二七・〇三項及び第二七・〇四項に該当するもの 二　関税率表第二七〇七・三〇号に該当するもの 三　関税率表第二七〇八・二〇号に該当するもの 四　関税率表第二七一〇・一九号に該当するもの 五　関税率表第二七・一二項（第二七一二・二〇号を除く。）に該当するもの 六　関税率表第二七・一五項に該当するもの	［新設］

第九十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(3)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第二八〇四・一〇号、第二八〇四・三〇号、第二八〇四・六一号、第二八〇四・七〇号及び第二八〇四・八〇号に該当するもの

二　関税率表第二八・〇六項及び第二八一・二九号に該当するもの

三　関税率表第二八一三・一〇号に該当するもの

四　関税率表第二八・一四項、第二八一五・一二号、第二八一八・三〇号、第二八一九・九〇号、第二八二〇・一〇号及び第二八二五・一〇号に該当するもの

五　関税率表第二八二七・三一号、第二八二七・三五号、第二八二八・九〇号、第二八二八・二九項（第二八二八・一九号を除く。）、第二八三一・二〇号、第二八三三・二四号、第二八三三・三〇号、第二八三四・一〇号、第二八三六・三〇号、第二八三九・九〇号、第二八四〇・三〇号、第二八四一・五〇号及び第二八四一・八〇号に該当するもの

六　関税率表第二八・四三項（第二八四三・二一号及び第二八四三・九〇号を除く。）及び第二八・四七項に該当するもの（第二八・四七項に該当するものにあっては、関税率表第二八二九・一一号及び第二八・四七項に該当するものとする。）

［新設］

第九十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(4)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～八　［略］

第九十三条　輸出令別表第二の三第二号の二(5)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三四・〇三項に該当するものとする。

第九十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(6)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

第九十五条　輸出令別表第二の三第二号の二(7)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三七〇一・二〇号、第三七〇一・九一号、第三七・〇二項、第三七・〇三項、第三七・〇五項及び第三七・〇六項に該当するものとする。

第九十六条　輸出令別表第二の三第二号の二(8)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二十　［略］

第九十七条　輸出令別表第二の三第二号の二(9)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～九　［略］

十　関税率表第三九一二・一一号、第三九一二・二〇号及び第三九一二・九〇号に該当するもの

十一～十四　［略］

第九十八条　輸出令別表第二の三第二号の二(10)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～八　［略］

第九十九条　輸出令別表第二の三第二号の二(11)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

第百条　輸出令別表第二の三第二号の二(12)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第四五・〇三項及び第四五・〇四項に該当するものとする。

第百一条　輸出令別表第二の三第二号の二(13)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

第百二条　輸出令別表第二の三第二号の二(14)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～十三　［略］

第九十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(3)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～八　［略］

第九十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(4)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三四・〇三項に該当するものとする。

第九十三条　輸出令別表第二の三第二号の二(5)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

第九十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(6)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三七〇一・二〇号、第三七〇一・九一号、第三七・〇二項、第三七・〇三項、第三七・〇五項及び第三七・〇六項に該当するものとする。

第九十五条　輸出令別表第二の三第二号の二(7)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二十　［略］

第九十六条　輸出令別表第二の三第二号の二(8)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～九　［略］

十　関税率表第三九一二・一一号及び第三九一二・九〇号に該当するもの

十一～十四　［略］

第九十七条　輸出令別表第二の三第二号の二(9)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～八　［略］

第九十八条　輸出令別表第二の三第二号の二(10)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

第九十九条　輸出令別表第二の三第二号の二(11)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第四五・〇三項及び第四五・〇四項に該当するものとする。

第百条　輸出令別表第二の三第二号の二(12)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

第百一条　輸出令別表第二の三第二号の二(13)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～十三　［略］

第百三条　輸出令別表第二の三第二号の二(15)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第四九・〇六項に該当するものとする。

第百四条　輸出令別表第二の三第二号の二(16)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五一・〇五項、第五一・〇六項、第五一・〇七項及び第五一・一二項に該当するものとする。

第百五条　輸出令別表第二の三第二号の二(17)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五二・〇五項、第五二〇六・四二号、第五二〇九・一一号及び第五二・一一項に該当するものとする。

第百六条　輸出令別表第二の三第二号の二(18)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五三・〇八項に該当するものとする。

第百七条　輸出令別表第二の三第二号の二(19)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

第百八条　輸出令別表第二の三第二号の二(20)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

第百九条　輸出令別表第二の三第二号の二(21)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

第百十条　輸出令別表第二の三第二号の二(22)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

第百十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(23)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

第百十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(24)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第六〇・〇一・九九号、第六〇・〇三項、第六〇〇五・三六号、第六〇〇五・四四号及び第六〇〇六・一〇号に該当するものとする。

第百二条　輸出令別表第二の三第二号の二(14)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第四九・〇六項に該当するものとする。

第百三条　輸出令別表第二の三第二号の二(15)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五一・〇五項、第五一・〇六項、第五一・〇七項及び第五一・一二項に該当するものとする。

第百四条　輸出令別表第二の三第二号の二(16)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五二・〇五項、第五二〇六・四二号、第五二〇九・一一号及び第五二・一一項に該当するものとする。

第百五条　輸出令別表第二の三第二号の二(17)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五三・〇八項に該当するものとする。

第百六条　輸出令別表第二の三第二号の二(18)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

第百七条　輸出令別表第二の三第二号の二(19)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

第百八条　輸出令別表第二の三第二号の二(20)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

第百九条　輸出令別表第二の三第二号の二(21)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五八〇一・二七号、第五八・〇三項及び第五八〇六・四〇号に該当するものとする。

第百十条　輸出令別表第二の三第二号の二(22)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

第百十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(23)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第六〇・〇一・九九号、第六〇・〇三項、第六〇〇五・三六号、第六〇〇五・四四号及び第六〇〇六・一〇号に該当するものとする。

第百十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(24)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

第百十三条　輸出令別表第二の三第二号の二(25)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第六三・〇九項に該当するものとする。

第百十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(26)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～九　［略］

第百十五条　輸出令別表第二の三第二号の二(27)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六　［略］

第百十六条　輸出令別表第二の三第二号の二(28)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六　［略］

第百十七条　輸出令別表第二の三第二号の二(29)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

第百十八条　輸出令別表第二の三第二号の二(30)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　関税率表第七三〇四・一一号、第七三〇四・一九号、第七三〇四・二二号、第七三〇四・二三号、第七三〇四・二四号、第七三〇四・二九号、第七三・〇五項（第七三〇五・三一号及び第七三〇五・九〇号を除く。）、第七三〇六・一一号、第七三〇六・一九号及び第七三〇六・五〇号に該当するもの

［削る］

三～十二　［略］

第百十九条　輸出令別表第二の三第二号の二(31)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

第百十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(24)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第六三・〇九項に該当するものとする。

第百十三条　輸出令別表第二の三第二号の二(25)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～九　［略］

第百十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(26)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六　［略］

第百十五条　輸出令別表第二の三第二号の二(27)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六　［略］

第百十六条　輸出令別表第二の三第二号の二(28)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

第百十七条　輸出令別表第二の三第二号の二(29)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　関税率表第七三〇四・二四号に該当するもの

三　関税率表第七三〇五・三九号及び第七三〇六・五〇号に該当するもの

四～十三　［略］

第百十八条　輸出令別表第二の三第二号の二(30)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

第百二十条　輸出令別表第二の三第二号の二(32)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

第百二十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(33)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　関税率表第七六〇七・二〇号に該当するもの

四～八　［略］

第百二十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(34)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七八・〇四項に該当するものとする。

第百二十三条　輸出令別表第二の三第二号の二(35)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七九・〇五項に該当するものとする。

第百二十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(36)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八〇・〇一項、第八〇・〇三項及び第八〇・〇七項に該当するものとする。

第百二十五条　輸出令別表第二の三第二号の二(37)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八一〇一・一〇号、第八一・〇二項、第八一〇五・九〇号、第八一・〇九項、第八一一二・四一号及び第八一一二・四九号に該当するものとする。

第百二十六条　輸出令別表第二の三第二号の二(38)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　関税率表第八二〇五・五九号、第八二〇七・一三号、第八二〇七・一九号、第八二〇七・六〇号及び第八二〇七・九〇号に該当するもの

三～七　［略］

第百十九条　輸出令別表第二の三第二号の二(31)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

第百二十条　輸出令別表第二の三第二号の二(32)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　関税率表第七六〇七・二〇号に該当するもの

四～八　［略］

第百二十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(33)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七八・〇四項に該当するものとする。

第百二十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(34)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七九・〇五項に該当するものとする。

第百二十三条　輸出令別表第二の三第二号の二(35)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八〇・〇一項、第八〇・〇三項及び第八〇・〇七項に該当するものとする。

第百二十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(36)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八一〇一・一〇号、第八一・〇二項、第八一〇五・九〇号及び第八一・〇九項に該当するものとする。

第百二十五条　輸出令別表第二の三第二号の二(37)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　関税率表第八二〇七・六〇号に該当するもの

三～七　［略］

第百二十七条　輸出令別表第二の三第二号の二(39)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～七　［略］

八　関税率表第八四・一二項に該当するもの

九　関税率表第八四・一三項に該当するもの

十～十二　［略］

十三　関税率表第八四・一七項に該当するもの

十四　関税率表第八四一八・六九号に該当するもの

十五　関税率表第八四一九・一九号、第八四一九・四〇号、第八四一九・五〇号、第八四一九・六〇号、第八四一九・八九号及び第八四一九・九〇号に該当するもの

十六　［略］

十七　関税率表第八四・二一項に該当するもの

十八～二十三　［略］

二十四　関税率表第八四・三〇項及び第八四三一・四三号並びに第八四三一・四一号及び第八四三一・四九号（第八四・三〇項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

二十五～三十五　［略］

三十六　関税率表第八四・五六項及び第八四六六・九三号（第八四・五六項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの

三十七～四十　［略］

第百二十六条　輸出令別表第二の三第二号の二(38)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～七　［略］

八　関税率表第八四・一二項（第八四一二・三二号、第八四一二・八〇号及び第八四一二・九〇号を除く。）に該当するもの

九　関税率表第八四一三・一一号、第八四一三・一三・一九号、第八四一三・三〇号、第八四一三・五〇号、第八四一三・六〇号及び第八四一三・八一号に該当するもの

十～十二　［略］

十三　関税率表第八四一七・二〇号に該当するもの［新設］

十四　関税率表第八四一九・一九号、第八四一九・四〇号、第八四一九・五〇号、第八四一九・八九号及び第八四一九・九〇号に該当するもの

十五　［略］

十六　関税率表第八四・二一項（第八四二一・三九号を除く。）に該当するもの

十七～二十二　［略］

二十三　関税率表第八四三〇・一〇号、第八四三〇・三九号、第八四三〇・五〇号、第八四三〇・六九号並びに第八四三一・四一号及び第八四三一・四九号（第八四・三〇項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

二十四～三十四　［略］

三十五　関税率表第八四五六・二〇号及び第八四五六・四〇号並びに第八四六六・九三号（第八四・五六項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの

三十六～三十九　［略］

四十一　関税率表第八四・六一項及び第八四六六・九三号（第八四・六一項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの
四十二～四十四　［略］
四十五　関税率表第八四・六五項及び第八四六六・九二号に該当するもの
四十六　［略］
四十七　関税率表第八四・六七項に該当するもの
四十八～五十一　［略］
五十二　関税率表第八四・七四項に該当するもの
五十三～五十五　［略］
五十六　関税率表第八四・八〇項に該当するもの
五十七～六十　［略］
六十一　関税率表第八四・八五項に該当するもの
六十二・六十三　［略］

第百二十八条　輸出令別表第二の三第二号の二(40)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　関税率表第八五・〇一項、第八五・〇二項及び第八五・〇三項に該当するもの
二　関税率表第八五・〇四項に該当するもの
三　［略］
四　関税率表第八五・〇六項に該当するもの
五　関税率表第八五・〇七項に該当するもの
六～八　［略］
九　関税率表第八五・一五項に該当するもの
十～十八　［略］
十九　関税率表第八五・三二項（第八五三二・二三号及び第八五三二・二五号を除く。）に該当するもの
二十　関税率表第八五・三三項（第八五三三・一〇号、第八五三三・三一号及び第八五三三・三九号を除く。）に該当するもの
二十一　［略］
二十二　関税率表第八五・三五項、第八五三六・四一号、第八五三六・四九号、第八五三六・五〇号、第八五三六・六九号、第八五三六・九〇号及び第八五三八・九〇号（第八五・三五項及び第八五・三六項の機器に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの
二十三～三十三　［略］

第百二十九条　輸出令別表第二の三第二号の二(41)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～三　［略］

第百三十条　輸出令別表第二の三第二号の二(42)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～六　［略］

第百三十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(43)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～五　［略］

第百三十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(44)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八九・〇三項及び第八九・〇五項（第八九〇五・一〇号を除く。）に該当するものとする。

四十　関税率表第八四・六一項（第八四六一・五〇号を除く。）及び第八四六六・九三号（第八四・六一項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの
四十一～四十三　［略］
四十四　関税率表第八四六五・二〇号、第八四六五・九三号、第八四六五・九四号、第八四六五・九六号及び第八四六六・九二号に該当するもの
四十五　［略］
［新設］
四十六～四十九　［略］
五十　関税率表第八四・七四項（第八四七四・二〇号、第八四七四・三二号及び第八四七四・九〇号を除く。）に該当するもの
五十一～五十三　［略］
五十四　関税率表第八四八〇・二〇号、第八四八〇・三〇号及び第八四八〇・六〇号に該当するもの
五十五～五十八　［略］
五十九　関税率表第八四・八五項（第八四八五・一〇号及び第八四八五・八〇号を除く。）に該当するもの
六十・六十一　［略］

第百二十七条　輸出令別表第二の三第二号の二(39)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　関税率表第八五〇一・二〇号、第八五〇一・三一号、第八五〇一・三三号、第八五〇一・五三号、第八五〇一・六一号、第八五〇一・六二号、第八五〇一・六三号、第八五〇一・六四号、第八五・〇二項及び第八五・〇三項に該当するもの
二　関税率表第八五〇四・三二号、第八五〇四・三三号、第八五〇四・三四号及び第八五〇四・四〇号に該当するもの
三　［略］
四　関税率表第八五〇六・六〇号及び第八五〇六・九〇号に該当するもの
五　関税率表第八五〇七・一〇号、第八五〇七・二〇号及び第八五〇七・三〇号に該当するもの
六～八　［略］
九　関税率表第八五一五・一一号、第八五一五・一九号、第八五一五・二一号及び第八五一五・二九号に該当するもの
十～十八　［略］
十九　関税率表第八五・三二項（第八五三二・二二号、第八五三二・二三号及び第八五三二・二五号を除く。）に該当するもの
二十　関税率表第八五三三・二九号及び第八五三三・九〇号に該当するもの
二十一　［略］
二十二　関税率表第八五・三五項、第八五三六・四一号、第八五三六・五〇号、第八五三六・六九号、第八五三六・九〇号及び第八五三八・九〇号（第八五・三五項及び第八五・三六項の機器に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの
二十三～三十三　［略］

第百二十八条　輸出令別表第二の三第二号の二(40)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～三　［略］

第百二十九条　輸出令別表第二の三第二号の二(41)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～六　［略］

第百三十条　輸出令別表第二の三第二号の二(42)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～五　［略］

第百三十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(43)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八九・〇三項に該当するものとする。

第百三十三条　輸出令別表第二の三第二号の二(45)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六　［略］

七　関税率表第九〇・一三項に該当するもの

八～十二　［略］

十三　関税率表第九〇・二七項に該当するもの

十四　［略］

十五　関税率表第九〇・三〇項に該当するもの

十六　［略］

十七　関税率表第九〇三二・一〇号及び第九〇三二・八一号に該当するもの

第百三十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(44)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六　［略］

七　関税率表第九〇一三・一〇号及び第九〇一三・八〇号に該当するもの

八～十二　［略］

十三　関税率表第九〇・二七項（第九〇二七・二〇号、第九〇二七・三〇号及び第九〇二七・九〇号を除く。）に該当するもの

十四　［略］

十五　関税率表第九〇・三〇項（第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・三一号、第九〇三〇・三三号、第九〇三〇・八四号及び第九〇三〇・九〇号を除く。）に該当するもの

十六　［略］

十七　関税率表第九〇三二・八一号に該当するもの

第百三十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(46)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

第百三十五条　輸出令別表第二の三第二号の二(47)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九五・〇三項に該当するものとする。

第百三十六条　輸出令別表第二の三第二号の二(48)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

第百三十七条～第百五十五条　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和六年政令第百六十五号）の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

第百三十三条　輸出令別表第二の三第二号の二(45)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

第百三十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(46)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九五・〇三項に該当するものとする。

第百三十五条　輸出令別表第二の三第二号の二(47)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

第百三十六条～第百五十四条　［略］